

高齢者生活福祉センター 入居の手引 = 士別市朝日総合支所地域住民課 =

★ 入居の対象者は？

センターに入居できる方は次のとおりです。

- 原則60歳以上の
- 1) ひとり暮らしの方
 - 2) 夫婦のみの世帯に属する方
 - 3) 家族による援助を受けることが困難な方

であって、独立して生活することに不安のある方が入居の対象になります。

★ 下記に該当する方は入居することができません

- 1) 常時、医療管理下におかなければならない状態の方
- 2) 伝染性疾患に罹患し、他の者に感染するおそれのある方
- 3) 日常生活において常時身体介護（食事介助、入浴介助、排泄介助など）を必要とする方
- 4) 精神性疾患および認知症による問題行動（徘徊、大声、暴言、暴行など）があり、他人に迷惑をおよぼす恐れがある方

★ 入居申し込みの窓口は？

朝日総合支所地域住民課・保健福祉部介護保険課が受付窓口になります。

入居希望者は、センター利用申請書に「健康診断書、生活調書、収入調書、住民票謄本」を添付して、提出していただきます。

★ センターの利用料は？

利用料は、居室利用料、共通管理経費及び光熱水費等の実費となっております。

1. 居室利用料（月額）

対象年間収入による階層区分		利 用 料	備 考
1	1,200,000 円以下	0 円	※ この表における「対象収入」とは、前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く)をいいます。 月の途中で入退居した場合は、日割り計算します。
2	1,200,001 円 ～ 1,300,000 円	4,000 円	
3	1,300,001 円 ～ 1,400,000 円	7,000 円	
4	1,400,001 円 ～ 1,500,000 円	10,000 円	
5	1,500,001 円 ～ 1,600,000 円	13,000 円	
6	1,600,001 円 ～ 1,700,000 円	16,000 円	
7	1,700,001 円 ～ 1,800,000 円	19,000 円	
8	1,800,001 円 ～ 1,900,000 円	22,000 円	
9	1,900,001 円 ～ 2,000,000 円	25,000 円	
10	2,000,001 円 ～ 2,100,000 円	30,000 円	
11	2,100,001 円 ～ 2,200,000 円	35,000 円	
12	2,200,001 円 ～ 2,300,000 円	40,000 円	
13	2,300,001 円 ～ 2,400,000 円	45,000 円	
14	2,400,001 円以上	50,000 円	

2. 共通管理経費

月額 2,000 円 です。(上下水道料金を含んでいます。)

3. 光熱費等の実費

電気料は、各居室の小メーターにより市が入居者に請求いたします。

★ センターの利用料の納め方は？

利用料金納入通知書をお届けしますので、指定金融機関に納めていただきます。

(口座振替の方法もございます)

電気料金については、各居室の小メーターを検針のうえ料金を計算し入居者に請求させていただきます。

その他、食費等個人にかかる日常経費はすべて自己負担になります。

★ 入居決定後の事務手続は？

入居契約を締結していただき、入居開始の日までに「誓約書」及び「身元引受書」を提出していただきます。

★ 入居決定後の生活上の各種手続は？

センターに入居する際に、下記の事項について各自で手続を行ってください。

1) 住所変更

朝日総合支所地域住民課窓口

(移転先住所 士別市朝日町中央4034番地)

2) 郵便物

郵便局に移転先住所を知らせてください。

3) 電話移設

NTT東日本 (TEL 116) へ各自で申し込んでください。

4) 電気・上下水道

各居室に電気暖房、電磁調理器具、水洗トイレ、ユニットバス等の設備がされていますが、これに伴う「電気」、「上下水道」の手続は不要です。

5) 新聞

各自で手続をお願いします。

★ 管理運営関係

1) 居室の鍵について

入居者には2個の鍵をお渡しします。ただし、紛失した場合は、入居者の負担により、鍵を作ってください。

2) 修繕の義務と自己負担について

居室の維持管理に必要な経費、入居者の責によるガラスの破損や排水つまりなどの修繕費については、入居者に負担していただきます。

市が行う修繕は、共用部分である床・屋根・建具及び給排水施設（水栓、配管）・電気設備（配線・配電盤）などです。

退所する際には、ガラスの破損、壁などの破損部分を修繕していただきます。

★ 日常生活関係

1) 家事等について

居室での掃除、洗濯、炊事、買物など日常の家事は、各自が責任を持って行っていただきます。ただし、虚弱化等により必要に応じてホームヘルプサービス、デイサービスなどをご利用できますが、別途利用料がかかります。

2) 生活援助員について

センターに職員として生活援助員が常駐いたしますが、入居者に対する各種の相談や助言、入居者の虚弱化等に伴う介護サービスや保健福祉サービス等の利用手続援助及び施設管理業務を行うものであり、基本的に入居者に対して家事援助、身体介護などはいたしません。

3) 入浴について

基本的には、各自居室の浴室をご利用いただきます。共同浴室については、入居者相互の交流を図ることを目的に、毎週月曜日と木曜日にご利用いただけます。

4) 外出、外泊について

外出、外泊は自由ですが、その都度、日時、期間、連絡先などを生活援助員に前もって連絡してください。

5) 防火管理について

居室内での喫煙には十分気をつけてください。また、共用部分での喫煙は指定された場所をお願いします。仏壇の火についてもご注意願います。

居室で使用する、「カーテン、布製ブラインド、じゅうたん、カーペット等」は、防災処理されたものを使用してください。

6) ゴミについて

居室で出されるゴミは正しく分別し、指定された曜日、場所に各自で出させていただきます。

7) 洗濯機、乾燥機の使用について

洗濯については、施設で設置した洗濯機をご利用願います。乾燥機は雨天時等に限ってやむを得ない場合ご利用いただけます。

8) 緊急通報システムについて

緊急通報システムは、各居室に設置してしますが、生活援助員室につながるものであり、消防署や警察につながってはおりません。また、誤作動にご注意願います。

9) 玄関の施錠について

センターの玄関は、午後9時～午前7時まで施錠いたしますので、この時間帯に帰宅された際には、警備員に開錠してもらってください。また、

家族等の来訪者がある場合についても、同様とします。

10) その他

犬、猫などのペットを飼うことは、居室の内・外を問わずできませんので、ご了承願います。

★ 退所の対象者は？

入居者ご本人が退居を希望される場合の他、入所後、身体状況の低下によって自立した生活ができなくなったり、入院などにより居室を使用しないことが長期間（3カ月程度）にわたる場合、又は、次の要件に該当したときは、退居の手続を行っていただきます。

- 1) 他人に迷惑を及ぼす感染症疾患又は精神性疾患を有したとき
- 2) 要援護状態（生活援助の範囲を超え、身体介護が必要な状態をいう。）となり、他の老人福祉施設などへ入所すべきと判断されたとき
- 3) 利用目的、利用条件等の事項に違反したとき
- 4) その他、市長が管理運営上不適当と認めたとき

※ ただし、身体状況の低下による退居にあっては、退居後の生活の場所が確定するまでは、在宅サービスなどの利用によって支障のない範囲で入所の継続を認めます。

お 願 い

高齢者生活福祉センターは、住居を提供し、在宅生活を行う場です。

特別養護老人ホーム等の入所施設ではありませんので、家族のご協力とご理解をお願いいたします。

入居後は、お互いに助け合いの心を持って、生活しやすい環境を作りましょう。